



平成 20 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 大阪証券取引所
代表者名 取締役社長 米田 道生
(コード 8697 ヘラクレス スタンダード)
お問合せ先 広報 グループ
(T E L (0 6) 4 7 0 6 - 0 8 0 0)

株価指数先物取引に係るサーキットブレーカー発動基準の見直しについて

当社は、投資家等からの御意見等を踏まえ、株価指数先物取引に係るサーキットブレーカー（以下「CB」という。）の発動基準の透明性向上等の観点から、発動基準を次のとおり見直すこととしましたので、お知らせします。

1 見直しの概要

(1) 乖離幅要件の撤廃

- ・ 現在は、先物価格の基準値段からの変動幅が所定値幅に該当（変動幅要件）し、かつ、先物価格と理論価格の乖離幅が所定値幅に該当（乖離幅要件）したときに、取引を一時中断（原則 15 分間）していますが、これを改めて、変動幅要件のみを CB 発動の要件とします（乖離幅要件の撤廃）。

(2) 変動幅要件の追加

- ・ また、現在、変動幅要件を呼値の制限値幅の 50%（第 1 値幅）に設定していますが、これに加えて、呼値の制限値幅の 75%程度（第 2 値幅）でも CB を発動できるようにします。なお、これまで CB を発動しないこととしていたイブニング・セッション中についても、日中取引と同じ基準で CB を発動することとします。

基準値段	サーキットブレーカー発動基準	
	第1値幅	第2値幅
7,500円未満	500円	750円
7,500円以上10,000円未満	750円	1,100円
10,000円以上12,500円未満	1,000円	1,500円
12,500円以上17,500円未満	1,500円	2,250円
17,500円以上22,500円未満	2,000円	3,000円
22,500円以上27,500円未満	2,500円	3,750円
27,500円以上32,500円未満	3,000円	4,500円
32,500円以上37,500円未満	3,500円	5,250円
37,500円以上42,500円未満	4,000円	6,000円
42,500円以上	4,500円	6,750円

※ 上表は日経225先物取引について記載。他の先物取引についても同様の見直しを行う予定。

2 実施予定日

- ・ 平成20年12月15日（月）

以 上